

資料 3 参考

■参考：近隣自治体の構成／計画期間

	基本構想	基本計画	実施計画
立川市	第3次基本構想 15年 (H12-26)	第3次長期総合計画 5年 (H22-26)	3年計画 ※第3次基本計画事業計画 5年 (H22-H26) 前期(平成22年度～24年度)の実施計画を兼ねた計画でH24に改定予定)
武蔵野市	第四期長期計画調整計画 5年 (H20-24) 第四期基本構想・長期計画 10年 (H17-26)	★4年間で長期計画を見直し	(計画書に記載なし)
三鷹市	三鷹市基本構想 15年 (H13-27)	第4次基本計画 (23.12策定予定)	(計画書に記載なし)
調布市	調布市第5次総合計画 10年 (H25-34)	調布市基本計画 5年 (H19-24)	(計画書に記載なし)
小平市	小平市第三次長期総合計画 —こだいら21世紀構想 15年 (H18-32)	小平市第三次長期総合計画・前期基本計画 10年 (H18-27)	毎年3年間
日野市	第5次日野市基本構想 10年 (H23-32)	第5次日野市基本計画 10年 (H23-32)	検討中
東村山市	東村山市第4次総合計画基本構想 10年 (H23-32)	東村山市第4次総合計画前期基本計画 5年 (H23-27)	3年(毎年ローリング)
多摩市	第五次多摩市総合計画基本計画・基本構想 20年 (H23-42)	第五次多摩市総合計画基本計画・基本構想 10年 (H23-32)	(計画書に記載なし)
西東京市	西東京市基本構想 10年 (H16-25)	西東京市基本計画 10年 (H16-25)	(計画書に記載なし)

■参考：計画期間のパターン例

(現行の場合)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想 (12年)											
前期基本計画 (6年)						後期基本計画 (6年)					
実施計画 (3年)			実施計画 (3年)			実施計画 (3年)			実施計画 (3年)		



(第1案)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想 (8年)						基本構想 (8年)					
前期基本計画 (4年)				後期基本計画 (4年)				前期基本計画 (4年)			

(第2案)

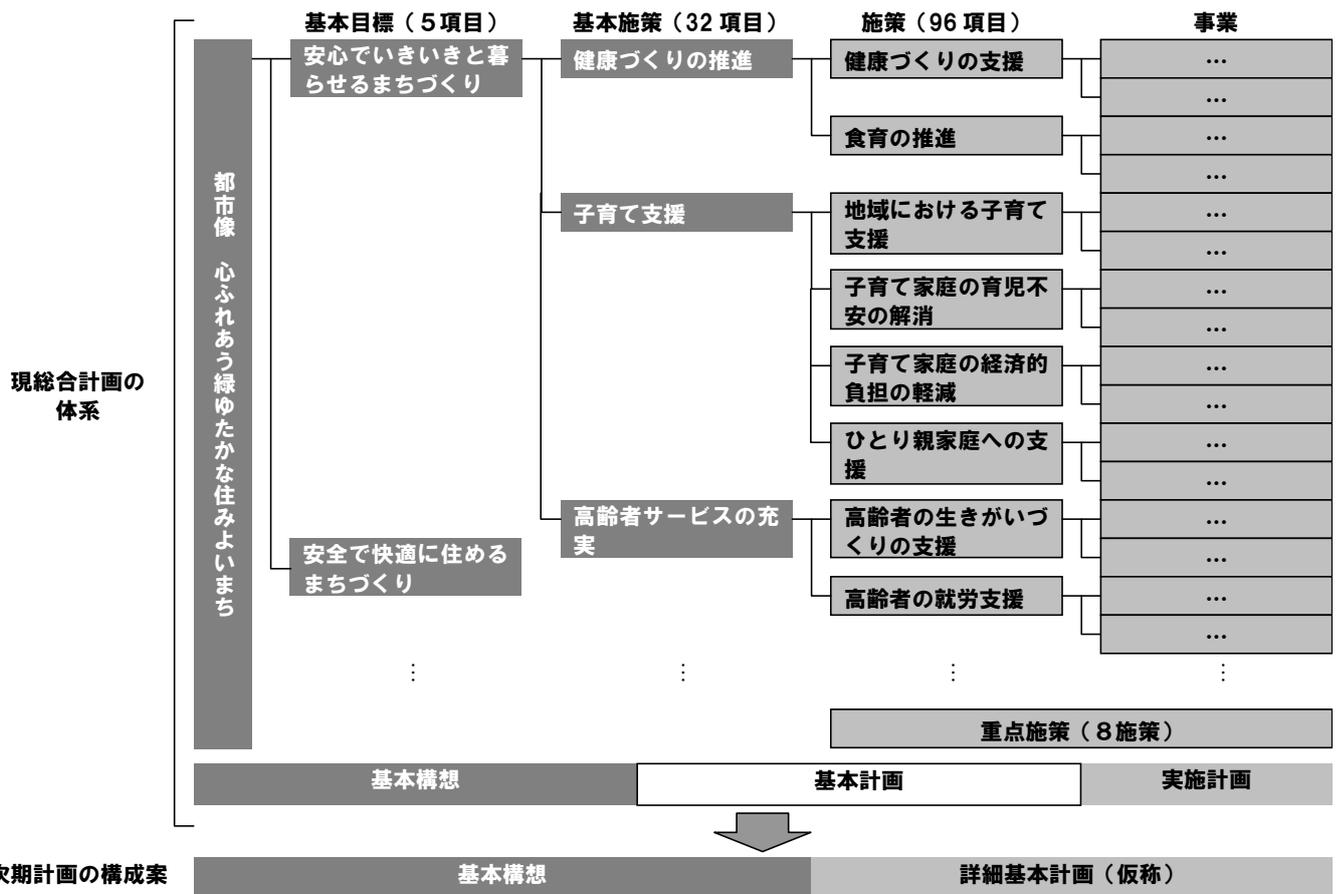
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想 (12年)											
前期基本計画 (4年)				中期基本計画 (4年)				後期基本計画 (4年)			

(第3案)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想 (10年)											
前期基本計画 (5年)					後期基本計画 (5年)						

■参考：2階層の総合計画事例

◆基本構想の体系（イメージ）



（参考）他の自治体の計画書に記載されているおおよその範囲

文京区	基本構想	実施計画
茅ヶ崎市	基本構想	実施計画
座間市	基本構想	実施計画

◆基本構想の構成（他自治体との比較）

	計画期間	A階層	B階層	C階層
府中市 (現計画)	12年間	名称：基本目標 項目数：5項目	名称：基本施策 項目数：32項目	名称：施策 項目数：96項目
文京区 H22年策定	10年間	名称：(なし) 項目数：5項目 記載内容：特になし	名称：(なし) 項目数：23項目 記載内容：・分野ごとの将来像 ・実現に向けた基本的取り組み	(該当する項目なし)
茅ヶ崎市 H23年策定	10年間	名称：基本理念 項目数：5項目 記載内容：・現状 ・課題 ・方向性	名称：政策目標 項目数：20項目 記載内容：・目指すべき将来像 ・方向性 ・指標	名称：施策目標 項目数：69項目 記載内容：・現状 ・施策のねらい
座間市 H23年策定	10年間	名称：政策 項目数：9項目 記載内容：・10年後に目指す市民生活像 ・方向性	(該当する項目なし)	名称：施策 項目数：52項目 記載内容：・現状と課題 ・目指す姿 ・指標 ・施策の方向 ・重点施策 ・施策の取り組み方針

◆文京区

基本構想の体系



計画書のイメージ (B 階層)

3 コミュニティ・産業・文化

3-1 地域コミュニティ

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

みんなが集う、おせっかいのまち

区民をはじめ、文京区にかかわるあらゆる世代の人が積極的に地域活動に参加し、活発な話し声が聞こえてくる、活気にあふれるまちを目指します。そして、男女が平等な立場であらゆる分野に参画できるまち、新たな仲間を地域で温かく迎え、いざというときは地域で助け合う、思いやりあふれる、いつまでも住み続けたいまちを目指します。



(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 地域コミュニティのさらなる活性化を図るため、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進の取組や、人材・組織の育成を支援するとともに、活動の場を提供します。
- ② 地域住民の思いやりの心を育み、コミュニティ意識の醸成を図るため、地域活動にだれもが気軽に参加できる環境づくりを支援します。特に、新たに転入してきた区民や単身世帯への働きかけを行い、地域の一体感を高めます。
- ③ あらゆる世代の地域活動への参加を促進するため、区政に関する情報だけでなく、町会・自治会など地域活動団体が行う地域のイベント、活動内容等の情報についても、区報をはじめとするさまざまな情報媒体を活用して発信し、その共有化を図ります。
- ④ 地域の課題を地域で解決するため、町会・自治会間の連携に加え、企業、大学、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなども含めた多様な団体と地域住民との協働を進めていくための環境づくりを行います。
- ⑤ 新たな公共の担い手を創出するため、団塊の世代などがその知識や経験を地域に還元できる仕組みづくりや、地域活動に意欲のある区民に対し、適切な助言ができるシステムづくりを行います。また、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなどの活動支援に取り組みます。
- ⑥ 男女が性別にかかわらず、平等な立場で地域コミュニティに参画できるよう、情報提供や意識啓発などさまざまな取組を進めます。

3-2 産業振興

(1) 分野ごとの将来像 ～10年後にあるべき姿～

豊かな区民生活を支える、活気みなぎる産業と商店のあるまち

地域の特性を活かした産業振興を積極的に推進することによって、未来を担う子どもたちがあこがれ、より豊かで文化的な区民生活を支える、活気みなぎる産業のあるまちを目指します。また、利用者の多様なニーズに対応し、安心して買い物ができる商店のあるまち、子どもから高齢者まで多くの人でにぎわう活気にあふれるまちを目指します。



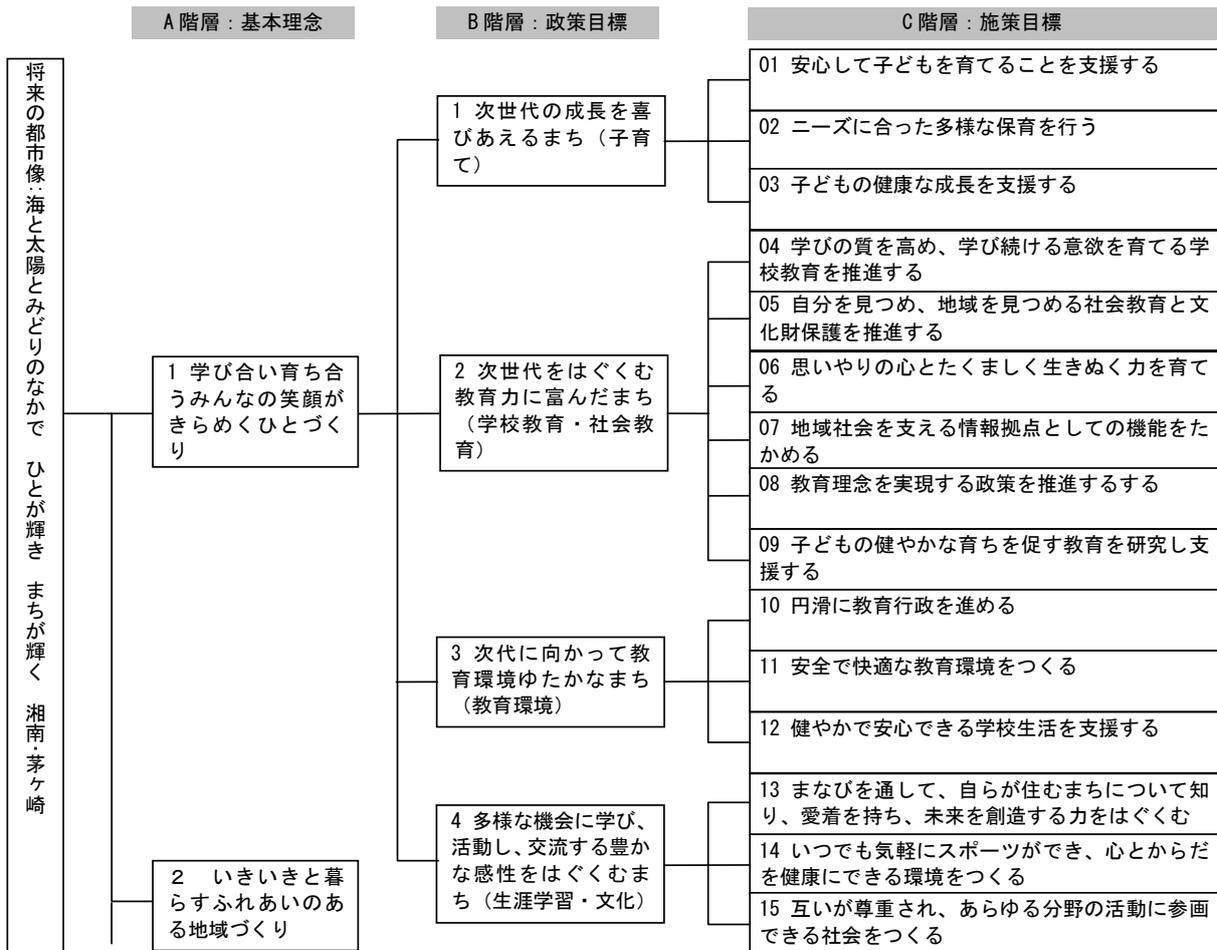
(2) 実現に向けた基本的取組

- ① 区内の産業を担う人材の発掘及び技術者などの養成のため、商店街のリーダー育成や中小企業などの後継者育成を支援するとともに、技術の伝承を図ります。また、職業体験などを通じて、若年者の就業意識や起業意識の醸成を図ります。
- ② 新たな事業へチャレンジできるよう、創業・起業支援や、経営環境の安定化支援を行うとともに、地域の特性を活かすことにより、新たな価値を生み出す企業を支援します。
- ③ 区内外を問わず、多くの人に区の産業を知ってもらうため、区内の企業や商店などの商品、イベントなどの産業情報を、展示や体験など、さまざまな形で広く発信します。
- ④ 魅力と活気にあふれる商店街が増えるよう、地域性や独自性を兼ね備えた取組や、利用者のニーズにこたえ、楽しく安心して買い物ができるような環境整備を支援します。また、コミュニティビジネス²⁸⁾の創造や、空き店舗などの商店街が抱える問題を解決しながら新たなビジネスに結び付ける取組を支援します。
- ⑤ 区民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、情報提供や相談体制、被害防止策を充実させ、消費者の自立を支援します。

注8) 「コミュニティビジネス」とは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組をいいます。

◆茅ヶ崎市

基本構想の体系（一部）



計画書のイメージ（A階層：基本理念）

2 目標達成の基本的方向

基本理念1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめくひとづくり

●茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

●母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整え、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てにかかわる環境を整えます。

●子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てにかかわる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

●性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

政策目標	政策目標1	政策目標2	政策目標3	政策目標4
	次世代の成長を喜びあえるまち (子育て)	次世代をはぐくむ教育力に富んだまち (学校教育・社会教育)	次代に向かって教育環境ゆたかなまち (教育環境)	多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち (生涯学習・文化)

序章 茅ヶ崎市の現状・課題・方向性

●子どもを産み育てやすい環境づくり

●待機児童の解消

●教育環境と教育行政

●学校教育の充実

●学校施設の大規模改修

●次世代育成の支援

●文化、芸術、スポーツ活動の活性化

●男女共同参画社会の実現

●多様な文化の共存・交流

計画書のイメージ (B 階層：政策目標)

政策目標1

次世代の成長を喜びあえるまち (子育て)

目指すべき将来像

- 初めての子育てでも安心できるサポート体制ができている
- 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている
- 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている
- 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている
- 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている



施策目標

施策目標01 安心して子どもを育てることを支援する

施策目標02 ニーズに合った多様な保育を行う

施策目標03 子どもの健康な成長を支援する

序章	第1章	第2章	第3章
序章	第1章	第2章	第3章
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進

指標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

茅ヶ崎市の人口は、平成32(2020)年までは増加しますが、年少人口は平成22(2010)年から減少に転ずる見込みとなっています。地域社会で子育てを支え合い、多くの子どもたちがいきいきと成長できるよう支援します。

合計特殊出生率は、全国平均よりも低い状況にあります。上昇傾向にあることから、充実した母子保健対策や子育て支援施策などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備し、さらなる合計特殊出生率の向上を図ります。

保育園待機児童は、依然多い状況であり、施設整備などを行いその解消を図るとともに、延長保育や一時預かりなど保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。こどもは赤ちゃん訪問事業や子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、家庭児童相談室などの活動とおして子育てのサポート体制を充実し、孤立したり、子育てに不安を感じている保護者と子の双方を支え、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

指標1 「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
39.2%(平成21年度)	45.0%	50.0%

(目標設定の考え方)
子育て環境に関する市民の評価を測ります。保育施設の充実などを行い待機児童の解消を図るほか、ファミリーサポートセンター事業やこどもは赤ちゃん訪問事業など子育てのサポート体制を充実させ、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスの提供を行うことで、安心して子育てができる環境であると感じる市民の割合を増やしてまいります。

指標2 保育園の待機児童数と入園児童数

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
待機児童数	143人(平成21年度)	0人	0人
入園児童数	2,085人(平成21年度)	2,500人	2,500人

(目標設定の考え方)
保育施設の充実による待機児童の解消を図ります。(基準日は毎年4月1日とします。)
平成17年度(待機児童数)150人であり、その以降0人、27年度の待機児童数、28年度以降改善を行い、300人の定員数を確保しました。(入園児童数の推移:平成16年度1822人、平成20年度2048人)しかし、平成21年4月現在、入園待機児童の増加により143人の待機児童がいます。
今後も施設整備による待機児童を抑制します。
国の施策により、他に入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の私的な理由により特定の保育園を希望して待機している児童、認定保育施設・家庭的保育・特定保育等を利用しながら待機している児童等は待機児童とは数かかっています。
これらを数かかいて算出すると(最新(18年度))、平成18年度は342人、平成21年度は1410人の待機児童がいます。

計画書のイメージ (C 階層：施策目標)

施策目標03 子どもの健康な成長を支援する

現状

- ◇乳幼児期から成長期にある子どもの心身の健康の保持、増進のため、健康診査、健康相談、健康教育などを実施しています。各健康診査の受診率は95～99%となっています。
- ◇子育て中の孤立感や不安感の軽減を図るため、平成21(2009)年度から始めた「こどもには赤ちゃん訪問事業」などとおして、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て情報の提供や心配事の相談に応じています。
- ◇子どもを産みやすい環境をつくるため、妊婦健康診査の助成回数14回に増やしているほか、平成20(2008)年度から不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。
- ◇父親教室や子育て教室などを実施し、男性の子育て意識を高めています。平成22(2010)年度上半期の父親教室の参加は年間197組です。
- ◇子育て家庭に起きる問題の中には、育児や児童虐待など専門的な支援を必要とするものが多くあります。
- ◇いろいろな育児相談や児童虐待の発生予防・対応のため、家庭児童相談室の充実強化を図ってきました。相談件数(平成17(2005)年度以降)162件、191件、326件、326件、495件)と増加傾向にあります。そのうち児童虐待に関する相談件数は平成17(2005)年度以降52件、95件、161件、210件、209件となっています。平成22(2010)年度上半期の相談件数は337件で、そのうち児童虐待に関する相談件数は173件です。
- ◇平成21(2009)年4月から、育児ストレス、育児ノイローゼなどで子育てに対する不安や孤立感などを抱える家庭などに対して、育児に関する具体的な相談・支援を行う育児支援家庭訪問事業を始めました。
- ◇療育相談事業は、関係機関との連携を図りながら、支援が必要と思われる子どもの早期発見・支援などの中心的役割を担っています。
- ◇療育相談は、内容が複雑・多様化し、専門的な支援が必要となっています。



序章	第1章	第2章	第3章
序章	第1章	第2章	第3章
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進
子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進	子育ての推進

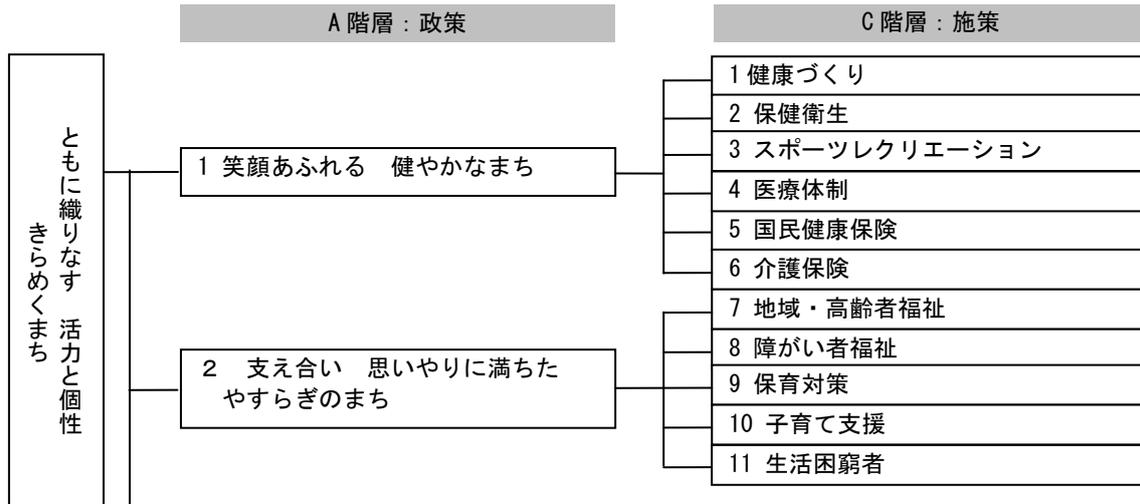
施策のねらい

- (1) 母子保健対策の充実
母子保健対策を充実し、子どもも親も健康な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、支援を必要とする家庭を支援します。
- (2) 子育てサービスの充実
親となる人に基本的な子育ての仕方身につけてもらえるよう、訪問指導や相談事業などの子育てサービスを充実します。
- (3) 家庭児童相談事業の充実
家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指すとともに、関係機関と連携して、児童虐待の起きた家庭を支援します。
- (4) 療育相談事業の充実
巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。




◆座間市

基本構想の体系（一部）



計画書のイメージ（A 階層：政策）

政策 1 笑顔あふれる 健やかなまち

■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、良質な健康環境の下、自らのライフステージに合わせた健康づくりに励み、また地域の包括的な保健・医療サービスを受けられることによって、安心して健康な生活を楽しんでいます。

市民が、心身ともに健康な生活を営めるよう健康づくり活動やスポーツ・レクリエーション活動を関係機関、部署と連携して支援し、さらにライフステージに応じた予防を重視した保健・医療サービスを提供し、医療の負担軽減を図ります。

また、健康づくりに関する知識の普及と諸活動の拠点として位置付けられている市民健康センターの効率的な維持管理に努め、地域保健の充実のため、関係団体等との連携を強化します。



施策 3 スポーツ・レクリエーション

■ 現状と課題

本市では、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場として市民体育館をはじめとした市スポーツ施設の運営管理や学校体育施設の開放などを進め、また、スポーツ大会等の開催を通して、健康への意識の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進してきました。

今後とも、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進め、また、指導者や各種団体の育成、情報提供など総合的な取組が必要となります。

■ 目指す姿

市民は、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで心身ともに健康な生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市民体育館及び市スポーツ施設利用者数 市の市民体育館をはじめとするスポーツ施設（学校開放含む）の1年間の延べ利用者数を示しています。	人	672,219 【H21年度】	738,000	768,000
2	市民体育館などのスポーツ施設の設置・運営や放課後の学校施設（体育館や校庭）の開放などにより気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会が増えてきていると思う市民の割合 市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、50.1%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。	%	50.1 【H22年6月】	55	60

■ 施策の方向

- ・スポーツ・レクリエーション施設の整備、充実を図ります。
- ・生涯スポーツとしてのスポーツ教室やイベントの開催に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション指導者の養成、確保及び団体の育成に努めます。
- ・地域のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションに関する施設、イベント等の的確な情報の提供に努めます。
- ・総合運動施設の調査研究に努めます。

重点施策

- ・プール施設の修繕計画を基に安全性、緊急性を考慮し、効果的に改修を進め、衛生・清潔感を維持します。
- ・市民体育館利用者のニーズに合ったスポーツ教室等を実施するなど施設の効率的な運営を図ります。
- ・地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、学校体育施設等の活用により、利用者が気軽に利用できる場の確保を図ります。

■ 施策の取組方針

1 市民等と協働による推進

- ・市内で活動するスポーツ団体等と連携し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

2 広域的な推進

- ・市民の身近なスポーツ活動の場の確保を図るため、県と連携して県立の学校体育施設の利活用の促進に努めます。

3 行政経営資源の活用

- ・利便性の向上を図るため、ほかの施設予約とも連携したスポーツ施設予約システムの再構築を検討します。